

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第 2（第12条関係）
（略）
13 四万十町十和川口集会所

利用料金	1 日
利用場所	
全館	9,530円

14 四万十町昭和基幹集落センター

利用料金	基本使用料	追加料金	全館使用
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 日
ホール	1,500円	200 円	10,000 円
和室	500円		
調理室	500円		
特別加算使用料	規定使用料の50%に相当する額	町外の者が使用する場合	
		町内の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	
	規定使用料の100%に相当する額	町外の者が営利等を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	

15 その他の集会所

利用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 時間当たり
普通利用	2,860円	190円	190円
営利目的利用	3,810円	240円	190円

改正前

別表第 2（第12条関係）
（略）

利用料金	1 日
利用場所	
全館	9,530円

14 その他の集会所

利用料金	基本料金	追加料金	プロパンガス
利用場所	4 時間まで	4 時間を超える 1 時間ごとに	1 時間当たり
普通利用	2,860円	190円	190円
営利目的利用	3,810円	240円	190円